宿泊約款 別表関連

湊小宿 海の薫と AWAJISHIMA
改定日：2026 年 12 月 1 日

別表第１　宿泊料金等の内訳（第２条第１項及び第 13 条第１項関係）

		内　　訳
宿泊者が支払うべき総額	宿　泊　料　金	① 基本宿泊料（室料＋朝食・夕食料）
	追　加　料　金	② 追加飲食（朝食・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金
	サ　ー　ビ　ス　料	①　×　10% ②　×　10%
	税　　金	イ　消費税 ロ　入湯税

備考:
子供料金は小学生以下に適用し、年齢や提供サービスの内容に準じた定額料金をいただきます。

別表第２　取消料（第７条第１項及び第２項関係）

契約解除通知日→ ←契約申込人数	不泊	当日	前日	2 日前	3 日前	5 日前	7 日前	14 日前	30 日前
～14 名	100%	100%	50%	30%	30%	—	—	—	—
15 名～30 名	100%	100%	50%	30%	30%	30%	—	—	—
31 名～100 名	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	10%	—
101 名～	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	15%	10%

繁忙期の取消料（第７条第１項及び第２項関係）

契約解除通知日→ ←契約申込人数	不泊	当日	前日	2 日前	3 日前	5 日前	7 日前	14 日前	30 日前
～14 名	100%	100%	50%	30%	30%	10%	10%	10%	—
15 名～30 名	100%	100%	50%	30%	30%	30%	10%	10%	—
31 名～100 名	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	10%	—
101 名～	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	15%	10%

1 %は、基本宿泊料に対する取消料の比率です。
2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1 日分（初日）の取消料を収受します。
3 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、取消料はいただきません。
4 繁忙期とは、12 月 31 日～1 月 3 日、5 月 3 日～5 日、8 月 12 日～15 日です。
5 取消料発生期日に入った後に宿泊契約の日程を変更し、その後に該当宿泊契約を解除した場合は、変更後の日程の取消料発生期日に関わらず、宿泊料全額の取消料を申し受けます。